公募に関するQ&A

2026年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型地熱技術の開発」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 公募要領	1-1	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は契約書・交付決定通知書に定める委託・補助期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があり、次の開発段階に関する契約・交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	1-2	2.プロジェクト概要 (5)予算	採択件数および金額の目安は決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させて頂きます。
	1-3	3.応募要件・実施要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	1-4	4.応募方法	申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するのも可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。 なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
	1-5	4.応募方法 (2)提出書類	GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況 を別添5にて提出することとなっているが、GXリーグではなく、GXフューチャーリーグへの参加をもって(ⅰ)～（ⅲ）に相当する温室効果ガス排出削減のための取組を実施したとみなすことは可能か。	GXフューチャーリーグへの入会をもって、(ⅰ)～（ⅲ）に相当する温室効果ガス排出削減のための取組を実施したとみなします。ただし、入会に当たって個社単位での排出量目標策定・コミットメントを行っている場合に限ります。 その場合は、別添5の１．GXリーグへの参画状況について、参画にチェックいただき、「GXフューチャーリーグに参画し、個社単位での排出量目標策定・コミットメントを実施」と補足を記載いただいたうえでご提出ください。
	1-6	5.採択先の選定 (1)審査の方法	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	1-7	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要があるか。	大学や公的研究機関におかれては、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。
	1-8	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意頂いても結構です。
	1-9	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
	1-10	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.iii. イノベーション推進体制について（経営面）」の審査基準の一つに「6.（★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）研究代表者やチームリーダー等中心的な人物が、事業期間中に何らかの理由により事業への継続参加が困難となった場合に、当該者が所属する組織として当該事業を継続できる体制等を構築できているか。」があるが、具体的にどういった体制の構築を期待されているか。	当該事業を継続できるような組織的なバックアップ体制が構築されているかどうかを審査いたします。例えば、研究機関や大学内に設置されたセンター等と連携することで、仮に研究開発に中心的に取り組む者の参加が困難になった場合でも、当該組織から事業の継続に貢献できる人材の配置を受けられるようになっていることなどを記載ください。

	1-11	5.採択先の選定 (4) 選定スケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	委託事業においては、NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2ヵ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。補助事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
	1-12	5.採択先の選定 (5) プロジェクト開始後のスケジュール	ステージゲート開催の具体的な時期について、研究開発・社会実装計画に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	研究開発・社会実装計画に記載のステージゲート開催時期はあくまで例示となります。研究開発・社会実装計画に記載されているとおり、研究開発目標の達成に向けては、様々なアプローチが考えられることから、具体的な達成方法・スケジュールは提案者の創意工夫に委ねることを原則としております。 ただし、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、効果的な事業実施の観点から、契約・交付の段階等においてステージゲート審査の有無や実施時期の調整をすることがあります。
	1-13	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	ステージゲート審査時点において、全てのマイルストーンが達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。
	1-14	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲート時点で、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで事業が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通過した場合は、継続後の事業期間終了時点にインセンティブに係る処理を行います。
	1-15	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
	1-16	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き	再委託先においても府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して再委託先の分も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。まだe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
	1-17	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)④事業化状況報告書等の提出、収益納付	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこかに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 ＜グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程 様式＞ https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
	2-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	2-2	1.事業戦略・事業計画	「(1)産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中での提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	2-3	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。

2. 別添1 事業戦略ビジョン	2-4	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいて結構です。
	2-5	2.研究開発計画	「(3) 実施スケジュール」について、研究開発内容ごとに金額を明示することになっているが、開発内容によっては、金額が分けられないものもあり、項目ごとに分けることは必須か。	按分等により可能な限り金額を分けて記載頂ければと存じますが、どうしても分けることが困難な場合にはその理由をご記載ください。
	2-6	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをこちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	2-7	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての実施主体が提出する必要ありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれては「2. 研究開発計画」及び「4. その他（提案者情報）」のみを提出してください。
	2-8	4.その他	「4. その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。
	2-9	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記
3. グリーンイノベーション基金事業の基本方針	3-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
	3-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点はご留意ください。 ＜グリーンイノベーション基金事業の基本方針＞ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/202412.pdf 「３．（５）実施主体」をご参照ください。 また、公募要領においても「３．応募要件」が示されており、「ⅱ」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。
	3-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	①大学・研究機関等が主たる実施者となることが可能な研究開発項目（研究開発・社会実装計画において★マークがあるもの）に企業等とコンソーシアムを組んで応募する場合 ⇒大学・研究機関等と同様に、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象とはなりません。 ②上記★マークがある研究開発項目に単独応募する場合 ⇒大学・研究機関等の単独応募の場合と同様に、「4. 成果最大化に向けた仕組み」についても一部対象となります。具体的には、採択後に実施企業等と連携すること、毎年のＷＧにおいて取組状況の説明を行う対象になること、連携する企業等の取組が中止となった場合は応募した技術研究組合の取組も中止となること等が求められます。 ③上記★マークがある研究開発項目以外の項目に応募する場合 ⇒技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。

	3-4	6.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針の「プロジェクトのモニタリング・評価と広報」に記載がある「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。
4.別紙1 積算用総括表	4-1	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいか。	提案時点で想定できる見積もり・積算でお願いします。ステージゲート等のタイミングで修正して頂く事になります。